

リース資産の計上誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>こころの健康総合センター</p>	<p>下記の賃貸借契約について、ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する場合は固定資産として計上しなければならないが、計上していなかった。 また、リース資産の計上に伴い必要となる公有財産台帳への登載もされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 646 1249 840"> <tr> <td>借入件名</td> <td>こころの健康総合センターで使用する緊急車両の賃貸借1台</td> </tr> <tr> <td>借入金額</td> <td>7,620,480円</td> </tr> <tr> <td>借入期間</td> <td>平成30年3月1日から令和6年2月29日まで</td> </tr> </table>	借入件名	こころの健康総合センターで使用する緊急車両の賃貸借1台	借入金額	7,620,480円	借入期間	平成30年3月1日から令和6年2月29日まで	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (5) リース資産 ファイナンス・リース取引(重要性の乏しいものを除く。)におけるリース資産を計上する。</p> <p>【大阪府財務諸表作成基準の注解】 第15条 第5号関係 (1) ファイナンス・リース取引は、複数年の賃貸借契約を締結するもののうち、法第214条に規定する債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリース料を設定し、かつ、実質的に中途解約を禁止した契約をいう。 (2) 重要性の乏しいものとは、リース期間が1年以内のリース取引又はリース契約1件あたりのリース料総額(維持管理費相当額又は通常保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる)が300万円以下のリース取引をいう。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (その他の資産) 第20条 財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。 (1) リース資産 ア 作成基準第15条第5号に規定する固定資産をいう。</p> </div>	<p>検出事項について、公有財産台帳に登載した。 なお、所内会計研修において、職員に対し本件指摘事項を共有し、注意喚起を行った。 今後は、公有財産事務やリース資産に関する研修への参加やマニュアル等を十分に確認することで、適正な事務処理を行う。</p>
借入件名	こころの健康総合センターで使用する緊急車両の賃貸借1台								
借入金額	7,620,480円								
借入期間	平成30年3月1日から令和6年2月29日まで								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年10月6日)